

名家連ニュース

平成31年2月11日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 586号

日本年金機構 平成31年度計画(案)

1月30日、社会保障審議会年金事業管理部会で下記内容が提示されましたのでお知らせ致します

(3) 障害年金の事務処理の改善

- ① 20歳前障害基礎年金受給者の再認定の診断書提出月を誕生月に変更するとともに、市区町村から所得情報データの提供を受けた方については、所得状況届を廃止する。
- ② 再認定の診断書送付時期を誕生月の3ヶ月前に前倒し、診断書作成のための期間を確保することでお客サービス向上を図る。
- ③ 判断の公正性を一層確保するため、複数の認定医が関与する認定の導入等により、障害認定の標準化を行う仕組みを構築する。
- ④ 認定医会議の開催等により、必要な情報提供や意見集約等を行うための体制を整備する。
- ⑤ 障害年金の相談等に対応するため、お客様相談室職員に対する障害年金業務の研修の充実を図る。また、市区町村等の関係機関との連携について検討する。

詳細は、以下のリンク (CTRL キーを押しながら下記の URL をクリック) に掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213396_00004.html

現在は、1カ月ほど前に「障害状態確認届」が届き、診察日に主治医に作成をお願いし、受取り提出までに時間的余裕がありませんでした。級落ちともなれば、家族・当事者はお先真っ暗になるほどのショックを受けてしまいます。こうした事態を未然に防ぐために、各家族会員には更新時の心得として事前に家族相談室を活用するよう呼びかけてきました。しかし、こうした情報を持ち合わせていない会員以外の家族や一人暮らしの当事者から級落ち・支給停止の相談が寄せられています。

級落ちは、転院などで医師が変わった時などに多く見受けられがちです。

相談者には、名家連の「診断書7項目4段階評価と5段階評価の記録票」に基づいて実態を聞き取り、一緒に記録票に記入してPSW・医師、また、PSW不在のクリニックでは患者・家族を介して主治医に面会して、診断書作成時の参考にして頂くよう依頼してきました。難しいケースの場合は、社会保険労務士に繋ぐようにしています。



今回の改善策は、家族・当事者にとっては喜ばしい内容ではないかと思えます。(家族相談員：堀場)

認定医の氏名公表 審査の公平性の確保を

認定医によって判定が左右されることや判定基準の問題点については、みんなねっと誌に毎号掲載している白石美佐子社会保険労務士や日本福祉大学の青木聖久教授も繰り返し指摘されてきました。

また、有期認定の期間についても明確な基準はなく、認定医の裁量に委ねられている現状が明らかになっています。

次号から再度、家族ピア相談の実体験から申請や更新の心得について連載します。

